

鳥羽市おこめも買える商品券 「やまとたちばな」

観光商工課商工労政係 **TEL** 25-1156

食料品価格などの物価高騰により影響を受けている市民のみなさんの生活支援、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の店舗などへの支援を通じて、地域の消費喚起を図り、市内経済循環の向上と地域経済の回復を目的とした「鳥羽市おこめも買える商品券」を配布します。



※商品券のデザインは変更します。

額面1人あたり **15,000円**

- 専用券 8,000円 (1,000円券 8枚)
鳥羽市に本社所在地がある取扱店で使用可能
- 共通券 7,000円 (1,000円券 7枚)
鳥羽市にある全ての取扱店で使用可能

※ただし、市定期船課での使用は共通券のみになります。



配布予定 4月中旬

使用期間 4月22日(水)～7月31日(金)

対象者 令和8年3月1日時点で鳥羽市に住民登録があるかた

取扱店 鳥羽商工会議所ホームページ、または、広報とば4月1日号をご覧ください。

注意点

- 商品券の再発行はできません。
- 商品券の譲渡や売買並びに現金との引換えや払い戻しはできません。
- 商品券は、税金・公共料金などの支払、プリペイドカードの換金性の高いものには使えません。
- たばこなどの購入には使えません。
- 使用期限を過ぎた商品券は使用できません。
- 商品券をご利用の際、つり銭のお返しはできません。
- 登録していただいた取扱店以外での商品券の使用はできません。

「鳥羽市おこめも買える商品券」を使用できる市内の取扱店を募集します

第一次申込期限 2月16日(月)正午 **登録申込期限** 6月30日(火)

※2月16日(月)正午までに登録すると、広報とば4月1日号に取扱店として掲載されます。

取扱店説明会を2月13日(金)午後3時から鳥羽商工会議所で行います。
登録方法など、鳥羽商工会議所のホームページで確認してください。

(問い合わせ先) 鳥羽商工会議所 **TEL** 25-2751

URL <https://www.search.toba.or.jp/prem/>



鳥羽商工会議所
ホームページ

鳥羽商品券 検索

パソコンで登録



スマートフォンで
登録